

函館市監査公表第15号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年7月26日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

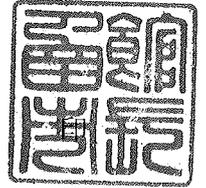
函館市監査委員 藤 井 辰 吉

函 病
令和 元年 6月26日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病 院 局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ()		
監査等実施期間	平成30年10月3日～平成30年12月25日	講評日	平成30年12月27日
調査対象事項名	イ 契約事務（医業未収金管理回収業務委託契約）		
指摘事項, 意見・要望事項			
(1) 指摘事項			
イ 契約事務（医業未収金管理回収業務委託契約） 委託料の支払については、契約書第13条第2項において「毎月毎に収納した金額および病院局に直接入金された金額の合計額に成功報酬率を乗じ、消費税等を加算した金額（1円未満は切捨て）」と定められているにもかかわらず、各回収金額に成功報酬率を乗じた金額の合計額に消費税等を加算した金額を支払っていたことから、正しい委託料を精査し、その差額を直ちに受託者に対し支払うとともに、今後においては受領した請求書の内容確認を徹底し、契約書に則った適正な事務の執行に努められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
このたびのご指摘につきましては、正しい委託料を精査し、その差額を平成30年12月に受託者に対し支払っております。 今後は、受領した請求書の内容確認を徹底し、契約書に則った適正な事務に努めてまいります。			

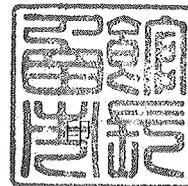
函 病

令和 元年 6月26日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病 院 局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ()		
監査等実施期間	平成30年10月3日～平成30年12月25日	講評日	平成30年12月27日
調査対象事項名	ア 支出事務（職務住宅借上関連経費）		
	指摘事項, 意見・要望事項		
(1) 指摘事項			
ア 支出事務（職務住宅借上関連経費）			
<p>職務住宅一棟を20年間借上げる契約に含まれる40台分の駐車場が全て使用されていないにもかかわらず、追加契約により4台分の駐車場を賃借していることから、正確な使用状況の把握に基づき、必要駐車場数を精査することはもとより、使用台数が増える場合は都度個別で契約するなど、効率的な職務住宅の管理運営を図られたい。</p> <p>また、函館市病院局職務住宅管理規程（平成18年病院局規程第31号）第5条各項において、管理者は職務住宅に居住する職員等から、それぞれの住宅の家賃および共益費の月額区分に応じた算定式により算出した額を貸付料として徴収すべき旨定められているところ、規定に基づき算出した額を超えた貸付料を徴収している事例があった。このことは、年度ごとの契約更新時や月々の徴収時における確認不足が原因であると考えられることから、今後においては、規程の十分な認識のもと、確認体制を強化するなど、遺漏のない適正な事務の執行を図られたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>このたびのご指摘につきましては、過去に40台を超えて使用する状況があったことから、4台の追加契約を締結しておりましたが、平成30年度末にこの4台分は解約をしております。今後は、正確な使用状況を把握し、適正な管理運営に努めてまいります。</p> <p>また、貸付料の過徴収を行った事案につきましては、平成31年3月に過徴収分の返金を行っております。今後は、複数の職員により確認作業を行い、同様の事案が発生しないよう、適正な事務処理に努めてまいります。</p>			

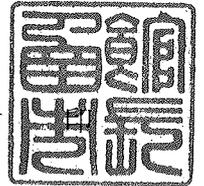
函 病

令和 元年 6月26日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病 院 局		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成30年10月3日～平成30年12月25日	講評日	平成30年12月27日
調査対象事項名	ア 現金取扱事務		
指摘事項, 意見・要望事項			
(2) 意見			
ア 現金取扱事務			
現金取扱員の現金の受払いにあたって、日々の出納の詳細を記載した書類を備えていないため、当該取扱者以外の職員が受払い金額等を確認しているかどうか判断することができない事務が散見されたほか、現金を預け入れるまでの間の保管をするために公金収納事務受託者へ現金を引き継いでいる取扱いも見受けられたことから、正確性の確保やリスク管理、効率性の観点から取扱事務の見直しも含め、適切な事務執行に向けて検討されたい。			
措置内容, 対応・考え方			
今回いただいたご意見をもとに、正確性の確保やリスク管理、効率性の観点から、適切な事務の執行に向けて検討してまいりたいと考えております。			